

第一次世界大戦は、ヨーロッパを中心とする歴史においては、第二次世界大戦以上のインパクトを持っている。日本から見た場合になかなか理解しにくいそのインパクトを理解する手助けとして、以下の文献がある。

- 中西寛「二十世紀国際関係の始点としてのパリ講和会議」法学論叢 128 巻 2 号 (1990 年)、129 巻 2 号 (1991 年)
- ジェイムズ・ジョル『ヨーロッパ 100 年史 1』(みすず書房、1975 年)
- モードリス・エクスタインズ『春の祭典』(みすず書房、新版、2009 年)
- 京都大学人文科学研究所『レクチャー 第一次世界大戦を考える』(人文書院、2010 年～)
- シュテファン・ツヴァイク『昨日の世界(1)(2)』(みすず書房、1999 年)

## 予習課題

### 1. 国際連盟規約

連盟規約を読み、以下の問につき考えてくる。

- 理事会(the Council)の構成国は？
- 5 条の全会一致規則を考慮すると、国際連盟と「会議体制」とは実質的に同じものだ、と言ってよいか？
- 全会一致の例外にはどのようなものがあるか？
- 「国際連盟規約は戦争を禁止していない」と言われる。他方で、戦争に訴えることを制約する規定も多く置かれている (12 条、13 条、15 条)。では、どのような場合に、戦争に訴えることが可能か？
- 16 条は、場合によっては軍事制裁も可能と定めている。どのような場合か？

### 参考文献

- 藤田久一『国連法』(東京大学出版会、1998 年) 第 1 章第 2 節・第 3 節
- 篠原初枝『国際連盟』(中公新書、2010 年)
- 牧野雅彦『ヴェルサイユ条約』(中公新書、2009 年)
- F.P. Walters, *A History of the League of Nations*, Oxford, Oxford Univ.Pr., 1952.

## 2. 不戦条約

不戦条約および以下の見解を読み、それへの賛否を考えてくる。

「現在の国際社会は〔一般の国際条約違反〕に対する社会固有の強制手段を有しない。この社会において自力救済としての戦争その他の武力手段を禁止することは、国際義務遵守の精神を有せざる国家をかえって有利なる地位に置くことになる。……斯くのごとき結果が法の精神に合しないことは言うまでもない。

斯くのごとき不合理なる結果を除き、しかも不戦条約をしてその生命を維持せしめんとせば、違法者に対する被害国家の個別的制裁に代わるべき国際社会の共同制裁を組織せねばならぬ。しかしこのことは近き将来においては実行不能である。……そのときの来るまで不戦条約は法の理想に合せざる悪法として存在し、国家が何ら道德上の不正を自ら感ずることなくして破るという危険に曝されなければならぬ運命を持つのである。」

(田岡良一「疑ふべき不戦条約の実効」外交時報 654 号 (1932 年) 95 頁、105 頁。旧漢字等は適宜改めた。)

### 参考文献

- 田岡良一「不戦条約の意義」法学 (東北大学) 1 卷 2 号 (1932 年)
- 田岡良一『国際法 III [新版]』(有斐閣、1973 年) 前篇第 2 章第 2 節
- 藤田久一「戦争観念の転換——不戦条約の光と影」桐山孝信ほか編『転換期国際法の構造と機能』(国際書院、2000 年)

以上